

第4節 表現の自由の種類

基礎応用 179～219 頁

1. 知る自由・知る権利

(1) 知る自由

A 基礎応用 179～185 頁

知る自由は、情報の受領を政府により妨げられないという意味での消極的自由であり、参政権的・社会権としての側面をも有する知る権利とは、その内容・性質を異にする。

[論点 1] 憲法上の保障

A

知る自由については、よど号ハイジャック記事抹消事件大法廷判決により、それが個人の人格・思想の形成・発展にとって必要不可欠であり、思想・情報の自由な伝達・交渉の確保という民主主義社会の基本的原理を真に実効あらしめるためにも必要であるという理由から、憲法 21 条 1 項等により保障されると解されている。

最大判 S58.6.22・百 I 14

[論点 2] 違憲審査基準（青少年保護のための有害図書規制）

A

1. 確かに、法△条△項の□□という規制は、○○という情報をそれが一般国民に受領される前に遮断する事前抑制的なものであるから、規制として強度である。

岐阜県青少年保護育成条例事件（最判 H 元.9.19・百 I 50）、同事件伊藤補足意見

そうすると、法△条△項の合憲性は、厳格審査の基準によって審査されるべきと思える。

しかし、知る自由の保障の前提をなす情報選別能力が十全には備わっていない青少年には、成人と同等の知る自由は保障されない。

とすれば、青少年保護のために青少年を受け手とする有害図書の販売を規制する立法が、青少年の知る自由との関係で憲法 21 条 1 項に適合するものであるかは、成人に対する表現の直接的規制の場合に比べて、緩やかに審査するべきである。

具体的には、立法目的が重要で、手段が立法目的との間の実質的関連性を有するかどうかで審査するべきである。

また、このような規制は、成人の知る自由をも制限することになったとしても、それは青少年保護の目的からみて必要とされる規制に伴って当然に付随的に生ずる効果にとどまり、成人にはこの規制を受ける有害図書を手に入る途が残されている。

そうすると、成人の知る自由との関係で憲法 21 条 1 項に適合するものであるかについても、前記基準で審査すれば足りる。

2. まず、青少年の健全育成は、その後の私生活・社会生活という本人の人生に大きく影響するから、青少年・成人の知る自由を制約する目的としてふさわしいといえ、重要であるといえる。

次に、手段の実質的関連性では、手段の適合性が認められることに加え、立法目的を達成することができるより制限的でない他の手段が存在しないこと（＝手段の必要性）が必要とされる。手段の適合性は、その手段が立法目的の実現を促進することを意味し、これが認められるためには、その前提として、規制対象が立法目的を阻害するという関係が必要とされる。そして、中間審査の基準が適用される場合、かかる関係については、社会共通の認識を根拠として認められることで足り、科学的な証明を根拠として認められることまでは不要である。

論証集 12 頁 (2) イ (ア)

(2) 知る権利

知る権利とは、①政府情報（政府が保有する情報、国民が政治に有効に参加するために必要な情報）を対象とするものであり、②自由権としての側面のみならず、参政権（国家への自由）としての側面（個人は、様々な情報を知ることによって、はじめて政治に有効に参加することができる）及び社会権（国家による自由）としての側面（ex.情報公開請求権）も有する。

〔論点 1〕 憲法上の保障

「表現の自由」は、その文理からしても、本来的には、送り手の自由を意味するものである。

もっとも、国民は、様々な情報を知ることにより、表現の対象とする自分の思想・意見を形成するという意味で、表現の自由は送り手と受け手の立場の互換性を前提にしている。

そこで、マスメディアの発達により情報の送り手と受け手の立場の互換性が保たれていない現代では、表現の自由を一般国民の側から再構築することで、一般国民には憲法 21 条 1 項により知る権利が保障されると解する。

なお、最高裁も、博多駅事件において、国民の知る権利を認めている。

A 基礎応用 185 頁

A

最大決 S44.1.26・百 I 73

2. 筆記行為の自由

判例で問題となったのは、「さまざまな意見、知識、情報に接し、これを摂取することを補助するものとしてなされる」筆記行為の自由である。

最高裁は、レペタ事件において、よど号ハイジャック記事抹消事件大法廷判決を引用した上で「さまざまな意見、知識、情報に接し、これを摂取する自由は、憲法 21 条 1 項の規定の精神に照らし尊重されるべきである」としつつ、「筆記行為の自由は、憲法 21 条 1 項の規定によって直接保障されているわけではないから、その制限または禁止については表現の自由の制約の場合に一般に必要とされる厳格な基準が要求されるわけではない。」と述べている。

〔論点 1〕 憲法上の保障・違憲審査基準

知る自由については、よど号ハイジャック記事抹消事件大法廷判決により、それが個人の人格・思想の形成・発展にとって必要不可欠であるなどの理由から、憲法 21 条 1 項等により保障されるとされている。

そうすると、筆記行為の自由についても、情報を摂取するために必要不可欠な行為ともなり得るものだから、情報を摂取する自由そのものとして構成し、憲法 21 条 1 項により直接保障されると考え得る。

これについては、筆記行為がなくても情報を摂取することができるから、筆記行為の自由については、情報を摂取する自由そのものとは異なり、憲法 21 条 1 項により直接保障されるものではないと解すべきであるとの反論が想定される。

確かに、最高裁は、レペタ事件において、筆記行為について、情報を摂取する自由から切り離して憲法 21 条 1 項の規定の精神に照らして尊重される行為であると述べた上で、憲法 21 条 1 項の規定によって直接保障されている表現の自由そのものとは異なるものであるとの理由から、その制限・禁止については表現の自由の制約の場合に一般に必要とされる厳格な審査基準は要求されないとしている。

しかし、摂取した情報を個人の人格・思想の形成・発展に役立たせるために

A 基礎応用 186～188 頁

最大判 H 元.3.8・百 I 77

A

最大判 S58.6.22・百 I 14（論証集
78 頁）

は、知覚した情報を理解することが必要である。

そして、摂取の対象となっている情報の内容・性質・量などによっては、知覚した情報を理解できるように記憶するために筆記行為が必要不可欠といえる場合がある。

そこで、このような場合には、情報の摂取のためになされる筆記行為は、情報を摂取する自由として憲法 21 条 1 項により直接保障されると解すべきである。

したがって、筆記行為を制限・禁止する法令の憲法 21 条 1 項適合性は、厳格に審査されるべきである。

B 基礎応用 188～190 頁

3. アクセス権

アクセス権とは、一般に、情報の受け手である一般国民が、情報の送り手であるマス・メディアに対して、自己の意見の発表の場を提供することを要求する権利（具体的には、意見広告や反論記事の掲載、紙面・番組への参加等）という意味で使われることが多い。

[論点 1] アクセス権の根拠

まず、憲法の人権規定は、対国家的なものであり、私人相互の関係を直接規律することを予定するものではないから、私人間に直接・類推適用されないと解される。そうすると、私人間に適用・類推適用されない憲法 21 条を直接の根拠にして、私人間における反論文掲載請求権を認めることはできない。

次に、反論文掲載請求権は、相手方に一定の作為を求めるものだから、名誉回復処分を定める民法 723 条及び人格権としての名誉権に基づく差止請求権も、その実定法上の根拠とならない。

さらに、反論文掲載請求権は、新聞を発行・販売する者にとってことに公的事項に関する批判的記事の掲載を躊躇させ、民主主義社会において極めて重要な意味をもつ新聞等の表現の自由（憲法 21 条 1 項）に対し重大な悪影響を及ぼすおそれがあるから、具体的な成文法なしにやすく認めるべきではない。

B

サンケイ新聞事件・最判 S62.4.24・

百 182

4. 報道の自由・取材の自由

(1) 報道の自由

もともと表現の自由は、思想や意見の表明行為の保護を念頭に置いた権利であるから、事実に関する情報の伝達まで「表現の自由」として保障されるのかには議論がある。

[論点 1] 憲法上の保障

確かに、「表現の自由」は、伝統的には、思想や意見の表明行為の保護を念頭に置いた権利であるから、事実の伝達は「表現の自由」として保障されないとも思える。

しかし、博多駅事件大法廷決定は、報道機関が事実を報道する自由について、報道が民主主義社会において国民が国政に関与するにつき重要な判断の資料を提供し、国民の知る権利に奉仕するものであるとの理由から、表現の自由を規定した憲法 21 条 1 項により直接保障されると解している。

そして、報道機関が事実を報道する自由は、上記の性質上、憲法 21 条 1 項が保障する「表現の自由」のうちでも特に重要なものである。

A 基礎応用 190～191 頁

A

最大決 S44.1.26・百 173

(2) 取材の自由

[論点 1] 憲法上の保障

博多駅事件大法廷決定は、報道機関が事実を報道する自由について、報道が民主主義社会において国民が国政に関与するにつき重要な判断の資料を提供し、国民の知る権利に奉仕するものであるとの理由から、表現の自由を規定した憲法 21 条 1 項により直接保障されると解している。

その上で、本決定は、報道のための取材の自由について、報道機関の報道が正しい内容をもつために必要であるとの理由から、憲法 21 条の精神に照らし十分尊重に値すると述べている。

[論点 2] 地方裁判所による取材結果の提出命令

まず、報道機関が事実を報道する自由は、報道が民主主義社会において国民が国政に関与するにつき重要な判断の資料を提供し、国民の知る権利に奉仕するものであるから、「表現の自由」として憲法 21 条 1 項により直接保障される。

次に、報道のための取材の自由は、報道が正しい内容をもつために必要なものとして、憲法 21 条の精神に照らし十分尊重に値する。

もっとも、取材の自由も、公正な裁判の実現というような憲法上の要請によりある程度の制約を受けることがある。

そこで、①取材結果の証拠としての必要性和報道機関の不利益を比較衡量し、これを刑事裁判の証拠として使用することがやむを得ないと認められる場合に、②それによって受ける報道機関の不利益が必要な限度をこえないように配慮することを要件として、取材結果の提出命令が許容されると解すべきである。

そして、①の比較衡量の際には、⑦審判の対象とされている犯罪の性質・態様・軽重及び取材したものの証拠としての価値、⑧公正な刑事裁判を実現するにあたっての必要性の有無、⑨取材したものを証拠として提出させられることによって報道機関の取材の自由が妨げられる程度及びこれが報道の自由に及ぼす影響の度合、⑩その他諸般の事情を考慮する。

[論点 3] 捜査機関による取材結果の差押え

まず、報道機関が事実を報道する自由は、…略…「表現の自由」として憲法 21 条 1 項により直接保障されると解する。

次に、報道のための取材の自由は、…略… 憲法 21 条の精神に照らし十分尊重に値すると解する。

もっとも、取材の自由も、公正な刑事裁判を実現するために不可欠である適正迅速な捜査の遂行という要請のためにもある程度の制約を受ける場合がある。

そこで、適正迅速な捜査の遂行という要請に基づく報道機関の取材結果の差押えの許容性は、取材結果の必要性和報道機関の不利益を比較衡量して決すべきである。

[論点 4] 「職業の秘密」を理由とする証言拒絶

報道関係者の取材源が証言拒絶事由を定める民事訴訟法 197 条 1 項 3 号の「職業の秘密」に当たるかが問題となる。

1. 「職業の秘密」(民訴法 197 条 1 項 3 号)は、その事項が公開されると、当該職業に深刻な影響を与え以後その遂行が困難になるものをいう。
一般に、報道関係者の取材源がみだりに開示されると、報道関係者と取

B 基礎応用 191～197 頁

A

最大決 S44.1.26・百 173

B

博多駅事件決定

B

TBS 事件・最決 H2.7.9・百 174

C

NHK 記者証言拒絶事件・最決
H18.10.3・百 171

第11章 経済的自由

基礎応用 231～262 頁

職業選択の自由（憲法 22 条 1 項）、居住・移転の自由（憲法 22 条 2 項）、財産権（憲法 29 条）を総称して、経済的自由と呼ぶ。

第1節 職業の自由

A 基礎応用 231～247 頁

1. 保護領域

A 基礎応用 231～232 頁

(1) 「職業」

「職業」は、人が社会において、自己の生計を維持するためにする継続的活動を意味する。

そして、「職業」には、分業社会における社会的機能分担という性質、（各人が自己のもつ個性を全うすべき場という意味での）個人の人格的価値との不可分関連性という意義がある。

薬事法事件・最大判 S50.4.30・百 I
92

(2) 「職業選択の自由」

狭義における「職業選択の自由」には、選択した職業を開始する自由のみならず、職業を継続・廃止する自由も含まれる。

職業の開始のみを保障し、その変更・終了を保障しないのでは「職業選択の自由」を保障した意味が失われるからである。

薬事法事件

(3) 職業遂行の自由（営業の自由ともいう）

選択した職業を遂行する自由が保障されないのでは狭義の「職業選択の自由」を保障した意味が失われかねないから、営業の自由も「職業選択の自由」に含まれるものとして、憲法 22 条 1 項により保障されると解する。

薬事法事件・最大判 S50.4.30・百 I
92

2. 違憲審査基準

A 基礎応用 232～247 頁

薬事法事件大法廷判決によると、職業規制の違憲審査基準の厳格度は、規制の態様と規制の目的を考慮して当該規制に関する立法府の裁量の広狭を明らかにすることにより判断される。

[論点 1] 職業規制に関する違憲審査基準についての判例理論

A

職業規制の違憲審査基準の厳格度については、積極目的規制については緩やかに審査し、消極目的規制については厳格に審査するとの規制目的二分論もある。

しかし、職業規制のなかには積極目的と消極目的の区別が困難であるものもあるし、これら以外の目的に基づくものもあるから、規制目的二分論は妥当でない。

そして、職業規制に関する違憲審査基準の厳格度は当該規制についての立法府の裁量の広狭により決せられるべきものであるところ、職業規制についての立法府の裁量の広狭は規制の目的だけでなく規制の態様によっても変わり得るものである。

そこで、職業規制の違憲審査基準の厳格度は、規制の態様と規制の目的を考慮して当該規制に関する立法府の裁量の広狭を明らかにすることにより判断するべきである。

薬事法事件・最大判 S50.4.30・百 I
92

[論点 2] 上記の判例理論の適用

A

1. 狭義の職業選択の自由に対する制約に当たる規制

(1) 例えば、形式的にも実質的にも狭義の職業選択の自由に対する制約に当たる規制については、職業の自由に対する強力な制約であるから、そ

の分だけ、立法裁量を尊重する要請が弱くなる。

しかも、規制の目的が消極目的であるなど、規制の目的に照らして立法府による政策的判断や専門技術的判断がさほど必要とされない規制については、裁判所が規制を支える立法事実を確実に把握する可能性が高くなるから、その意味でも立法裁量を尊重する要請が弱くなる。

そこで、このような規制には、厳格な合理性の基準を採用するべきである。

(2) 薬事法事件大法廷判決によれば、形式的には職業遂行の自由を制約するにとどまる規制も、実質的にみて狭義の職業選択の自由に対する制約に当たることがある。この場合、当該規制については、職業の自由に対する強力な制約と評価されることになるため、その分だけ立法裁量を尊重する要請が弱くなるから、規制の目的に照らしても立法裁量を尊重する要請が弱いといえるのであれば、厳格な合理性の基準を採用することができる。

(3) 狭義の職業選択の自由に対する制約に当たる規制であっても、規制の目的が積極目的や財政目的にあるなど、規制の目的に照らしても立法裁量を尊重する要請が強いといえる場合には、酒類販売免許制事件判決のように、緩やかな審査基準が妥当する。

2. 職業遂行の自由を制約するにとどまる規制

(1) 実質的にも職業遂行の自由を制約するにとどまる規制については、職業の自由に対する強力な制約であるとはいえないのが通常であるから、仮に規制の目的に照らすと立法裁量を尊重する要請が強くないという場合であっても、原則として、厳格な合理性の基準を採用することはできない。

(2) 実質的にも職業遂行の自由を制約するにとどまる規制であり、なお且つ、規制の目的が積極目的や財政目的にあるなど、規制の目的に照らしても立法裁量を尊重する要請が強いといえる場合には、小売市場大法廷判決が採用した明白の原則を採用することになる。

最判 H4.12.15・百 1 94

3. 判例

[判例 1] 薬事法事件

事案：薬事法では、医療品の供給業者を一定の資格要件を具備する者に限定し、それ以外の者による開業を禁止する許可制を前提として、医薬品の一般販売業の許可条件として薬局等の設置場所が配置上適正であることも加わり、適正配置の具体的基準については各都道府県条例に委任されており、広島県の条例では、適正配置基準として既存の薬局との間に最短距離で概ね 100m と定められていた。

本事件では、薬局開設の距離制限を規定する薬事法 6 条 2 項及び県条例が憲法 22 条 1 項に違反するかが主たる争点となった。

要点：①消極目的に基づく職業の許可制の憲法適合性については、厳格な合理性の基準（中間審査の基準）により審査する（[論点 1]）。薬局開業の許可制及び各許可条件は、不良医薬品の供給から国民の健康と安全を守るという消極目的に基づく職業選択の自由そのものに対する制約であるから、厳格な合理性の基準が適用される。

なお、許可条件のうち適正配置規制については、「薬局の開設等の許可

基礎応用 275～292 頁

A

最大判 S50.4.30・百 1 92

における適正配置規制は、設置場所の制限にとどまり、開業そのものが許されないこととなるものではない。しかしながら、薬局等を自己の職業として選択し、これを開業するにあたっては、経営上の採算のほか、諸般の生活上の条件を考慮し、自己の希望する開業場所を選択するのが通常であり、特定場所における開業の不能は開業そのものの断念にもつながりうるものであるから、前記のような開業場所の地域的制限は、実質的には職業選択の自由に対する大きな制約的効果を有するものである。」との理由から、職業選択の自由そのものに対する制約が認められる。

②医療品の供給業者を一定の資格要件を具備する者に限定し、それ以外の者による開業を禁止する許可制を採用したこと自体は、不良医薬品の供給から国民の健康と安全を守るためという公共の福祉に適合する目的のための必要かつ合理的な措置として、合憲である。

③許可条件に関する基準のうち、「薬局の構造設備」・「薬局において薬事業務に従事すべき薬剤師の数」・「許可申請者の人的欠格事由」についての許可条件は、いずれも不良医薬品の供給の防止の目的に直結する事項であるから、比較的容易にその必要性と合理性を肯定できる。

④「適正配置規制」は、不良医薬品の供給の防止の目的に直結する直接の関連性を有しないから、その必要性と合理性について、別途検討する必要がある。

適正配置規制は、主として不良医薬品の供給による国民の生命・健康に対する危険を防止することを内容とする消極目的に基づく規制であり、そこで考えられている薬局等の過当競争及びその経営の不安定化の防止は不良医薬品の供給を防止する手段にすぎない。したがって、適正配置規制は、重要な公共の利益のための規制といえる。

確かに、「適正配置規制の不存在—薬局等の偏在—競争の激化—経営の不安定—法規違反による不良医薬品の供給」という因果関係のうち、「適正配置規制の不存在—薬局等の偏在—競争の激化—経営の不安定」までは容易に想定される。しかし、経営が不安定化した薬局等において法規違反による不良医薬品の供給が起こるといって危険が相当程度の規模で発生する可能性については、単なる観念上の想定にすぎず、確実な根拠に基づく合理的な判断とはいえない。したがって、手段の必要性の前提として要求される手段の適合性が認められない。よって、適正配置規制は、必要かつ合理的な規制とはいえず、憲法 22 条に反し違憲である。

[判例 2] 酒類販売免許制事件

事案：酒税法は、酒類販売業について免許制度を定めるとともに、免許基準の一つとして「…その経営の基礎が薄弱であると認められる場合」には免許を与えないとすることができると規定していた。

要点：本判決は、薬事法事件大法廷判決を参照して、「一般に許可制は、…狭義における職業選択の自由そのものに制約を課するもので、職業の自由に対する強力な制限であるから、その合憲性を肯定し得るためには、原則として、重要な公共の利益のために必要かつ合理的な措置であることを要する」と述べた。

その上で、消極目的・積極目的のいずれでもない「租税の適正かつ確実な賦課徴収を図るといって国家の財政目的」の存在を認め、「租税法の定立」については「総合的な政策判断」及び「極めて専門技術的な判断」が

A

最判 H4.12.15・百 194

必要であるとの理由から「裁判所は、基本的にはその裁量的判断を尊重せざるを得ない」として、かかる目的に基づく「職業の許可制による規制については、その必要性と合理性についての立法府の判断が、右の政策的、技術的な裁量の範囲を逸脱するもので、著しく不合理なものでない限り」合憲であるとの判断基準を示した。これは、「明白」という表現が用いられていないため、明白の原則よりは厳格な基準であると理解されている。¹⁾

[判例 3] 医薬品ネット販売事件

事案：新薬事法は、一般用医薬品を健康被害のリスクに応じて第1類医薬品・第2類医薬品・第3類医薬品に分けた上で、これらの販売・授与の方法等について規定するとともに、販売・授与の方法の具体的態様について厚生労働省令に委任していた。この委任を受けて、新薬事法施行規則は、第1類医薬品・第2類医薬品について、郵便等販売を一律に禁止するとともに、店舗における販売・授与・情報提供を対面によることを義務付けた。これにより、インターネット等での販売が可能な一般用医薬品は、第3類医薬品のみとなった。

本事件では、新薬事法施行規則は郵便等販売を広範に禁止するものであり、新薬事法の委任の範囲外の規制を定める違法なものではないかという点が問題となった。

要点：委任命令が授權規定による委任の範囲内といえるか否かは、授權規定の文理、授權規定が下位法令に委任した趣旨、授權法の趣旨・目的・仕組みとの整合性、委任命令によって制限される権利・利益の性質等を考慮して判断される。

そして、本判決は、①安全面及び消費者の利便性の見地からみて、一般医薬品の販売・授与の方法を店舗における対面のものに限定すべき理由は乏しいという意見が、一般消費者、専門家・有識者等、さらには政府内部でも存在したこと、②旧薬事法の下では違法とされていなかった郵便等販売に対する新たな規制は、郵便等販売をその事業の柱としてきた者の職業活動の自由を相当程度制約するものであることが明らかであることを理由に、委任の趣旨の解釈を厳格に行った。具体的には、新薬事法中の諸規定から、郵便等販売を規制する内容の省令の制定を委任する授權の趣旨が、上記規制の範囲や程度等に応じて明確に読み取れることを要求している。

B

最判 H25.1.11・百IIA19

¹⁾ 本判決は、酒類販売業の免許制について、薬事法事件大法廷判決を参照して、①「一般に許可制は、…狭義における職業選択の自由そのものに制約を課するもので、職業の自由に対する強力な制限であるから、その合憲性を肯定し得るためには、原則として、重要な公共の利益のために必要かつ合理的な措置であることを要する」と述べる一方で、②当該免許制は「租税の適正かつ確実な賦課徴収を図るという国家の財政目的」に基づくものであり、「総合的な政策判断」及び「極めて専門技術的な判断」が必要であるとの理由から、「必要性と合理性についての立法府の判断が、右の政策的、技術的な裁量の範囲を逸脱するもので、著しく不合理なものでない限り」合憲であると述べている。このように、規制目的と規制手段とで要求されるハードルの高さがずれている。

職業規制に関する判例について、判例の立場であると理解されている利益較量論に従って理解するのであれば（論証集 8 頁・3）、積極目的又は財政目的に基づく狭義の職業選択の自由に対する規制については、規制目的と規制手段とで要求されるハードルの高さがずれることになる。利益較量論だからこそ、規制目的と規制手段とで要求されるハードルの高さが異なることも許容されるのである。

これに対し、学説の違憲審査基準論に従って理解するのであれば、目的審査と手段審査とで厳格度を一致させる必要があるから、判例のように規制目的と規制手段とで要求されるハードルの高さが異なるという事は許されない。この点については、職業規制が出題された平成 26 年司法試験の採点実感でも、「定立した審査基準と、目的審査において求められる正当性のレベルがかみ合っていないものが多かった。例えば、厳格な合理性審査を採りながら、目的が「正当」であればよいと記述している答案などである。」として批判されている。

第4章 裁判所

基礎応用 348～369 頁

1. 司法権の意味と範囲

B 基礎応用 348～362 頁

憲法は、「すべて司法権は、最高裁判所及び法律の定めるところにより設置する下級裁判所に属する」と定めている（憲法 76 条 1 項）。

(1) 司法権の概念

B

司法とは、「具体的な争訟について、法を適用し、宣言することによって、これを裁定する国家の作用」だと考えられてきた。

(2) 法律上の争訟

B

司法権の概念の中核をなす「具体的な争訟」は、裁判所法 3 条 1 項の「一切の法律上の争訟」と同じ意味である。

「法律上の争訟」の意味について、①当事者間の具体的な権利義務ないし法律関係の存否（刑罰権の存否を含む）に関する紛争であって、②それが法律を適用することにより終局的に解決することができるものに限られる。

「法律上の争訟」にあらず、裁判所の審判権が及ばない場合又は事項としては、次のようなものがある。

ア. 具体的事件性がない

C

具体的事件性もない（つまり、自己の権利又は法律上保護される利益の侵害がない）のに抽象的に法令の解釈又は効力について争うことはできない。

なお、具体的事件性を前提とせずに出訴できるとする客観訴訟（民衆訴訟：行訴法 5 条、機関訴訟：同法 6 条）は「その他法律において特に定める権限」（裁判所法 3 条 1 項）として法律で例外的に認められたものである。

イ. 単なる事実の存否、個人の主観的意見の当否、学問上・技術上の論争等

C

これは、①・②いずれも欠き、「法律上の争訟」に当たらない。

例えば、国家試験における合否の判断は、学問又は技術上の知識、能力、意見等の優劣、当否の判断を内容とする行為であるから、試験実施機関の最終判断に委ねられ、「法律上の訴訟」に当たらない。

ウ. 宗教問題

B

まず、①純然たる信仰の対象の価値又は宗教上の教義に関する判断自体を求める訴えや、単なる宗教上の地位の確認を求める訴えは、具体的な権利義務ないし法律関係の存否に関する紛争ではないから、①を欠き、「法律上の争訟」に当たらない。

次に、②具体的な権利義務ないし法律関係の存否に関する紛争において宗教問題が前提問題とされている場合には、③紛争の実態ないし核心が宗教上の争いであって全体として裁判所による終局的解決に適しないものと、④紛争自体は全体として裁判所による解決に適しないとはいえないものがある。⑤は、②を欠き「法律上の争訟」に当たらないとして訴えが却下される。⑥は、「法律上の争訟」に当たるため訴えが却下されないものの、当該争点については宗教団体の自律的判断が尊重されるため、宗教上の教義の解釈にわたるなど本来その自治によって決定すべき事項について裁判所は実体的な審理判断を行わず、自治に対する介入にわたらない事項（例えば、住職の選任ないし罷免の手續上の問題）についてのみ審理判断することが許される。⑦の場合に司法審査が制限され得る根拠は、宗教団体の

宗教上の教義・信仰に関する事項には憲法上国の干渉からの自由が保障されていることに対応して、これらの事項について裁判所の中立性が要求されることにある。

(3) 司法権の限界

裁判所は「一切の法律上の争訟を裁判」する（裁判所法 3 条 1 項）というのが原則であるが、この原則にはいくつかの例外がある。

具体的には、①議員の資格争訟の裁判（憲法 55 条）、裁判官の弾劾裁判（憲法 64 条）のように、憲法が特別の理由から明文で認めたもの、②国際法上の治外法権や、条約による裁判権の制限のように国際法によって定められたもののほか、③国会ないし各議院の自律権に属する行為、行政機関ないし国会の自由裁量に属する行為、統治行為、及び団体の内部事項に関する行為など、法律上の係争ではあるが、事柄の性質上裁判所の審査に適しないと認められるもの、が挙げられる。以下では、③について取り上げる。

ア. 自律権に属する行為

自律権とは、懲罰や議事手続など、国会又は各議院の内部事項について自主的に決定できる権能のことをいう。

警察法改正無効事件大法廷判決は、「同法（新警察法）は両院において議決を経たものとされ適法な手続によって公布されている以上、裁判所は両院の自主性を尊重すべく同法制定の議事手続に関する…事実（議事手続の衆議院規則違反）を審理してその有効無効を判断すべきではない」とした。

C

最大判 S37.3.7・百 II 186

イ. 自由裁量行為

政治部門（国ないし行政機関）の自由裁量に委ねられる行為は、当・不当が問題となるだけで、裁量権を著しく逸脱又は濫用した場合でない限り、裁判所の統制が及ばない。

C

ウ. 統治行為

統治行為は、直接国家統治の基本に関する高度に政治性のある国家行為を意味し、「法律上の争訟」として裁判所による法的な判断が理論上は可能であるものの、事柄の性質上、司法審査が及ばないとされる。

[論点 1] 統治行為の論拠と範囲・限界

直接国家統治の基本に関する高度に政治性のある国家行為は、主権者たる国民に対して政治的責任を負う政府・国会等の政治部門の判断に委され、最終的には国民の政治判断に委ねられているものであるから、三権分立の原理に由来する司法権の憲法上の本質に内在する制約として、裁判所の審査権の外にあると解すべきである。

もともと、統治行為論の根拠は民主政の理論（国民の意思の尊重）にあるから、精神的自由権の侵害を争点とする事件には適用すべきでない。

A

苫米地事件・最大判 S35.6.8・百 II

196

エ. 団体の内部事項に関する行為

地方議会、大学、政党、労働組合、弁護士会等々の自主的な団体の内部紛争に対して、それぞれの団体の自治（自主性・自立性）を尊重するために司法審査を控えるべき場合もある。

[論点 1] 外在的制約論

団体の内部問題についてはそれぞれの団体の自主性・自律性を尊重する要請があるところ、従来最高裁判例は、「一般市民法秩序と直接の関係を有しない内部的な問題」については司法権の内在的制約として司法審査の対象外であるとする「部分社会の法理」を採用していた。

A

最判 S52.3.15・百 II 182

しかし、法秩序の多元性を前提とする一般的・包括的な「部分社会の法理」は妥当でない。

そこで、団体の内部問題に対する司法審査の可否・限界については、その適否が専ら団体の自主的・自律的な解決に委ねられるべきかを個別具体的に判断すべきである（外在的制約論）。

この判断では、団体の目的・性質・機能、自律性・自主性を支える憲法上の根拠、問題となっている事柄等（争われている権利・利益の性質等）を考慮する。

最大判 R2.11.25 参照

〔判例 1〕 市議会議員出席停止事件

A

事案：市議会により 23 日間の出席停止の懲罰を科された市議会議員がその取り消しを求める訴えを提起した。

最大判 R2.11.25

要点：本判決の要点は以下の 3 つである。

1. 法律上の争訟

(1) 司法権は「法律上の争訟」についてのみ行使できるのが原則であり（裁判所法 3 条 1 項）、ここでいう「法律上の争訟」は、①当事者間の具体的な権利義務ないし法律関係の存否（刑罰権の存否を含む）に関する紛争であって、②それが法律を適用することにより終局的に解決することができるものに限られる。

(2) 市議会議員が市議会により科された出席停止の懲罰の取り消しを求める訴えは、市議会議員としての権利の存否に関するものである上（①）、法令の規定に基づく処分の取消しを求めるものという意味で法令の適用によって終局的に解決し得るものでもあるから（②）、「法律上の争訟」に当たる。

2. 司法審査の可否

(1) … [論点 1] …

(2) 確かに、地方議会には、住民自治及びその実現手段としての団体自治を内容とする「地方自治の本旨」（憲法 92 条）を根拠として、議会の運営に関する事項について自律的な権能が認められる。地方議会による議員の懲罰は、上記の自律的な権能の一内容を構成する。

しかし、地方議会については、国会と異なり、議員の資格争訟の裁判権（憲法 55 条）や免責特権（憲法 51 条）を定めた規定が存在しないため、国会と同程度の自律性・自主性を認めることはできない。

また、「地方自治の本旨」の中核は住民自治にあり、団体自治は住民自治を実現する手段に位置づけられるところ、議員は、憲法上の住民自治の原則を具現化するため、議会において住民の代表としてその意思を当該普通地方公共団体の意思決定に反映させるべく活動する責務を負う。

そして、議員に対して出席停止の懲罰が科されると、当該議員は議員としての中核的な活動を行うことができず、住民の負託を受けた議員としての責務を十分に果たすことができなくなる。これは、当該議員に投票した有権者の意思の反映を制約するものとなり、住民自治を阻害することを意味する。

そうすると、議員に対する出席停止の懲罰について司法審査の対象外とすることは、「地方自治の本旨」としての住民自治により司法権に対する外在的制約を基礎付けながら、住民自治を阻害する結果を招く

という意味で、背理である。¹⁾

そこで、地方議会による議員に対する出席停止の懲罰については、その適否が専ら議会の自主的・自律的な解決に委ねられるべきであるとはいえないから、常に司法審査の対象になると解すべきである。

3. 司法審査の方法（限界）

地方議会による議員に対する出席停止の懲罰の適否について司法審査をする際には、以下の通り、地方議会の自律性・自主性にも配慮する必要がある。

すなわち、地方議会による懲罰の実体判断については、議会に裁量が認められることから、懲罰が違法であると判断されるのは、裁量権の逸脱・濫用がある場合に限られる。

そして、地方議会による懲罰の判断についての裁量権の逸脱・濫用を判断する際には、地方議会の自律性・自主性に配慮するために、地方議会の懲罰についての裁量を広めに認めるべきである。

最大判 R2.11.25 は、村会議員に対する出席停止の懲罰を司法審査の対象外とした村会議員出席停止事件（最大判 S35.10.19・百II181）を変更した。

2. 裁判所の組織と権能

B 基礎応用 362～368 頁

(1) 最高裁判所裁判官の国民審査

最高裁判所の裁判官については、とくに、国民審査の制度が設けられている（憲法 79 条 1 項）。これは、最高裁判所の地位と権能（特に違憲審査権）の重要性に鑑み、裁判官の選任に対して国民による民主的コントロールを及ぼすことを目的としている。

〔論点 1〕 国民審査の性質

国民審査の性質については、①解職制（リコール制）と解する見解、②解職と同時に適任者の信任の性格を有すると解する見解、③解職と任命の事後審査の性格を併有すると解する見解があり、判例・通説は①である。

B

最大判 S27.2.20・百II184

確かに、「最高裁判所の裁判官の任命は…国民の審査に付し」という憲法 79 条 2 項の文言だけを見ると、国民審査に先行する天皇又は内閣による任命行為（憲法 6 条 2 項、憲法 79 条 1 項）は国民審査までの間の暫定的な行為であって、国民審査は任命行為を確定ないし完成させる作用であると捉える余地もある。

しかし、このように考えると、任命時から国民審査を受けるまでの間における最高裁判所裁判官の地位を説明することができない。

また、「投票者の多数が裁判官の罷免を可とするときは、その裁判官は、罷免する」という憲法 79 条 3 項の文言からすれば、国民審査は、すでに任命が確定ないし完成されている最高裁判所裁判官の適格性を国民が判断し、不適格者を罷免する制度であると解される。

そこで、国民審査は解職の制度であると解する。

¹⁾ 本判決が地方議会議員の出席停止について“常に”司法審査の対象になるとした本質的理由は、地方議会の内部問題に対する司法権の外在的制約を「地方自治の本旨」としての住民自治により基礎付けておきながら、出席停止を司法審査の対象外として住民自治の効果を阻害するのは背理であるという考えにある。すなわち、地方議会の内部問題に対する司法権の外在的制約を「住民自治（憲法 92 条）⇒地方議会の自律性・自主性⇒司法権の外在的制約」というロジックで認めておきながら、出席停止を司法審査の対象外として住民自治の効果を阻害するのでは、司法権の外在的制約を認めた根拠と帰結とが矛盾するということがある。同じ問題意識は、大学の学問の自由（憲法 23 条）のための制度的保障である大学の自治を根拠として大学の内部問題についての自主性・自律性を認めておきながら、大学の自治を根拠として大学による研究者に対する研究中止命令（大学における学問の研究の自由を制約する処分）について司法審査の対象外とするのは背理ではないかという形で平成 21 年司法試験で出題されている。

判例索引

- ・最大判 S25.2.1 (ヤミ米販売事件) p154
- ・最大判 S27.2.20 p144
- ・最大判 S27.10.8 (警察予備隊違憲訴訟・百Ⅱ187) p153
- ・最大判 S28.12.23 (農地改革事・百Ⅰ100) p105
- ・最判 S29.1.22 (百Ⅰ〔6版〕105) p104
- ・最大判 S29.11.24 (新潟県公安条例事件・百Ⅰ82) p95、96
- ・最大判 S30.2.9 (公民権停止事件・百Ⅱ146) p110
- ・最大判 S30.4.22 (百Ⅱ207) p145
- ・最大判 S31.7.4 (謝罪広告強制事件・百Ⅰ33) p59
- ・最大判 S32.12.25 (不法出国・密輸事件) p28
- ・最大判 S32.3.13 (チャタレイ事件・百Ⅰ51) p84
- ・最大判 S33.10.15 (東京都売春取締条例事件・百Ⅰ32) p56
- ・最大判 S34.12.16 (砂川事件・百Ⅱ163) p134
- ・最大判 S35.6.8 (苫米地事件・百Ⅱ190) p142
- ・最大判 S35.10.19 (村会議員出席停止事件・百Ⅱ181) p144
- ・最大決 S35.7.6 (強制調停違憲決定・百Ⅱ124) p109
- ・最大判 S35.7.20 (東京都公安条例事件・百ⅠA8) p95
- ・最大判 S37.3.7 (警察法改正無効事件・百Ⅱ180) p142
- ・最大判 S37.5.30 (百Ⅱ208) p150
- ・最大判 S37.11.28 (第三者所有物没収事件・百Ⅱ107) p107、155
- ・最大判 S38.3.27 (百Ⅱ200) p149
- ・最大判 S38.5.22 (東大ボボロ事件・百Ⅰ86) p69、71
- ・最大判 S38.6.26 (奈良県ため池条例事件・百Ⅰ98) p149
- ・東京地判 S39.9.28 (「宴のあと」事件・百Ⅰ60) p42
- ・最大判 S41.10.26 (全通東京中郵事件・百Ⅱ139) p124
- ・最大判 S43.11.27 (河川附近地制限令事件・百Ⅰ102) p105、106
- ・最大判 S43.12.4 (三井美唄炭鉱労組事件・百Ⅱ144) p26、110
- ・最大判 S44.6.25 (「夕刊和歌山時事」事件・百Ⅰ64) p83、85、87
- ・最大判 S44.10.15 (「悪徳の栄え」事件・百Ⅰ52) p84
- ・最大決 S44.11.26 (博多駅事件・百Ⅰ73) p89
- ・最大判 S44.12.24 (京都府学連事件・百Ⅰ16) p40、41、43
- ・最大判 S45.6.24 (八幡製鉄事件・百Ⅰ8) p24
- ・最大判 S45.9.16 (禁煙処分事件・百ⅠA4) p35
- ・最大判 S47.11.22 (川崎民商事件・百114) p108
- ・最大判 S48.4.4 (尊属殺人事件・百Ⅰ25) p49
- ・最大判 S48.4.25 (全農林警職法事件・百Ⅱ141) p34
- ・最大判 S48.12.12 (三菱樹脂事件・百Ⅱ9) p38
- ・最判 S49.7.19 (昭和女子大事件・百Ⅱ10) p38
- ・最大判 S49.11.6 (猿払事件・百Ⅰ12) p31、77
- ・最大判 S50.4.30 (薬事法事件・百Ⅰ92) p97、98
- ・最大判 S50.9.10 (徳島市公安条例事件・百Ⅰ83) p74、150、151、155
- ・最判 S50.11.28 (国労広島地本事件・百Ⅱ145) p26
- ・最大判 S51.4.14 (議員定数不均衡訴訟・衆議院議員選挙・百Ⅱ148) p112

- ・最大判 S51.5.21 (旭川学力テスト事件・百Ⅱ136) p70、**121**
- ・最判 S52.3.15 (富山大学事件・百Ⅱ182) p142
- ・最大判 S52.7.13 (津地鎮祭事件・百Ⅰ42) p66
- ・最大判 S53.10.4 (マクリーン事件・百Ⅰ1) p27
- ・最判 S56.4.14 (前科照会事件・百Ⅰ17) p41
- ・最判 S56.4.16 (「月刊ペン」事件・百Ⅰ65) p85
- ・最判 S56.7.21 (戸別訪問禁止事件・百Ⅱ158) p16、**111**
- ・最大判 S57.7.7 (堀木訴訟・百Ⅱ132) p18、114、115
- ・最判 S58.2.18 (行百Ⅱ247) p105
- ・最大判 S58.6.22 (よど号ハイジャック記事抹消事件・百Ⅰ14) p16、**36、78、79**
- ・京都地判 S59.3.30 (京都市古都保存協力税条例事件・百Ⅰ [5版] 44) p64
- ・最大判 S59.12.12 (税関検査事件・百Ⅰ69) p75、154
- ・最判 S59.12.18 (吉祥寺駅構内ビラ配布事件・百Ⅰ57) p91
- ・最判 S60.1.22 (旅券発給拒否処分事件) p101
- ・最大判 S60.3.27 (サラリーマン税金訴訟・百Ⅰ31) p56
- ・熊本地判 S60.11.13 (熊本丸刈り事件・百ⅠA5) p46
- ・最判 S60.11.21 (在宅投票廃止違憲訴訟・百Ⅱ191) p102
- ・東京地判 S61.3.20 (日曜日授業参観事件・百ⅠA6) p65
- ・最大判 S61.6.11 (北方ジャーナル事件・百Ⅰ68) **p75、83、85**
- ・最判 S62.3.3 (大分県屋外広告物条例事件・百Ⅰ56) p91
- ・最大判 S62.4.22 (森林法共有林事件・百Ⅰ96) p103
- ・最判 S62.4.24 (サンケイ新聞事件・百Ⅰ76) **p80、85**
- ・最大判 S63.6.1 (自衛官合祀訴訟・百Ⅰ43) p68
- ・最判 S63.7.15 (麴町中学内申書事件・百Ⅰ34) p60
- ・最判 S63.12.20 (車内広告放送事件・百Ⅰ20) p45
- ・最判 S63.12.20 (共産党袴田事件・百Ⅱ183) p127
- ・最判 H元.3.2 (塩見訴訟・百Ⅰ5) p28
- ・最大判 H元.3.8 (レペタ事件・百Ⅰ72) p79
- ・最判 H元6.20 (百里基地事件・百Ⅱ166) p39
- ・最判 H元.9.19 (岐阜県青少年保護育成条例事件・百Ⅰ50) p74、**78**
- ・最判 H元.12.14 (どぶろく事件・百Ⅰ21) p46
- ・最判 H元.12.21 (長崎教師ビラ事件・百Ⅰ66) p87
- ・最判 H2.1.18 (伝習館高校事件・百Ⅰ137) p123
- ・最決 H2.7.9 (TBS事件・百Ⅰ74) p81
- ・最大判 H4.7.1 (成田新法事件・百Ⅱ109) p97、**107**
- ・最判 H4.11.16 (森川キャサリン事件・百ⅠA2) p28
- ・最判 H4.12.15 (酒類販売免許制事件・百Ⅰ94) p98、**99**
- ・最判 H5.2.16 (箕面忠魂碑・慰霊祭訴訟判決・百Ⅰ46) p66
- ・最判 H5.2.28 (ヒッグス・アラン事件) p29
- ・最判 H7.2.28 (外国人地方選挙訴訟・百Ⅰ3) p29
- ・最判 H7.3.7 (泉佐野市民会館事件・百Ⅰ81) **p93、94**
- ・最大決 H7.7.5 (非嫡出子相続分規定事件(合憲)・百Ⅰ [5版] 31) p50
- ・最判 H7.12.15 (指紋押捺拒否事件・百Ⅰ2) p41、**43**
- ・最決 H8.1.30 (宗教法人解散命令事件・百Ⅰ39) p54、**64**
- ・最判 H8.3.8 (「エホバの証人」剣道受講拒否事件・百Ⅰ41) p15、**65**

- ・最判 H8.3.15 (上尾市福祉会館事件) p94
- ・最判 H8.3.19 (南九州税理士会事件・百 I 36) p25
- ・最大判 H9.4.2 (愛媛玉串料事件・百 I 44) p67
- ・最判 H9.9.9 (病院長自殺国賠訴訟・百 II 170) p132
- ・最大判 H10.12.1 (寺西事件・百 II 177) p34
- ・最大判 H11.11.10 (重複立候補制度・比例代表制・小選挙区制違憲訴訟・百 II 152) p111
- ・最判 H12.2.29 (「エホバの証人」輸血拒否事件・百 I 23) p46
- ・熊本地判 H13.5.11 (ハンセン病訴訟・百 II 192) p101
- ・最判 H14.1.29 (ロス疑惑配信記事訴訟) p87
- ・最大判 H14.2.13 (証券取引法事件・百 I 97) p103
- ・最判 H14.4.25 (群馬司法書士会事件) p25
- ・最判 H14.9.24 (「石に泳ぐ魚」事件・百 I 62) p42
- ・最判 H15.3.14 (長良川事件報道訴訟・百 I 67) p88
- ・最判 H15.9.12 (早稲田大学講演会事件・百 I 18) p44
- ・東京高決 H16.3.31 (週刊文春記事差止事件) p76
- ・最判 H16.7.15 (ゴーマニズム宣言事件) p87
- ・最大判 H17.1.26 (外国人管理職訴訟・百 I 4) p30
- ・最判 H17.7.14 (公立図書館の図書廃棄事件・百 I 70) p73
- ・最大判 H17.9.14 (在外日本人選挙権制限規定違憲訴訟・百 II 147) p109、110
- ・最大判 H18.3.1 (旭川市国民健康保険条例事件・百 II 196) p146
- ・最決 H18.10.3 (NHK 記者証言拒否事件・百 I 71) p81
- ・最判 H19.2.27 (「君が代」ピアノ伴奏職務命令拒否事件) p61
- ・最判 H19.9.18 (広島市暴走族追放条例事件・百 I 84) p74、**94**
- ・最判 H19.9.28 (学生無年金障害者訴訟・百 II 134) p117
- ・最判 H20.2.19 (第 2 次メイプルソープ事件・H20 重判 6) p85
- ・最判 H20.3.6 (住基ネット事件・百 I 19) p44
- ・最判 H20.4.11 (自衛隊官舎ビラ配布事件・百 I 58) p82
- ・最大判 H20.6.4 (国籍法違憲訴訟・百 I 26) p55
- ・最大判 H22.1.20 (空知太神社事件・百 I 47) p68
- ・最決 H22.3.15 (名誉毀損被告事件・H22 重判 8) p86
- ・最大判 H23.3.23 (議員定数不均衡訴訟・1 人別枠方式・百 II 153) p112
- ・最判 H23.4.28 p87
- ・最判 H23.5.30 (「君が代」起立斉唱職務命令拒否事件・百 I 37) p60
- ・最判 H24.2.28 (生活保護老齢加算廃止訴訟・百 II 135) p114
- ・最判 H24.12.7 (堀越事件・百 I 13) p32
- ・最判 H25.1.11 (医薬品ネット販売事件・百 II A19) p100
- ・最判 H25.3.21 (神奈川県臨時特例企業税事件・百 II 208) p151
- ・最大決 H25.9.4 (非嫡出子相続分規定事件 (違憲)・百 I 27) p49
- ・最大判 H25.11.20 (議員定数不均衡訴訟・衆議院議員選挙・H25 重判 1) p112
- ・最判 H26.1.16 (H26 重判 6) p91
- ・最大判 H27.12.16 (女子再婚禁止期間事件 (違憲)・百 I 28) **p50**、109
- ・最大判 H27.12.16 (夫婦同氏事件・百 I 29) p52
- ・最決 H29.1.31 (グーグル検索結果削除請求事件・百 I 63) p17、**44**
- ・最大判 R2.11.25 (市議会議員出席停止事件) p143

(参考文献1)

- ・「憲法」第7版(著:芦部信喜、補訂:高橋和之-岩波書店)
- ・「憲法学Ⅰ」初版(著:芦部信喜-有斐閣)
- ・「憲法学Ⅱ」初版(著:芦部信喜-有斐閣)
- ・「憲法学Ⅲ」増補版(著:芦部信喜-有斐閣)
- ・「憲法Ⅰ」第5版(著:野中俊彦・中村睦男-有斐閣)
- ・「憲法Ⅱ」第5版(著:野中俊彦・中村睦男-有斐閣)
- ・「立憲主義と日本国憲法」第3版(著:高橋和之-有斐閣)
- ・「体系 憲法訴訟」初版(著:高橋和之-岩波書店)
- ・「憲法Ⅰ基本権」初版(著:渡辺康行・宍戸常寿ほか-日本評論社)
- ・「憲法講義(人権)」初版(著:赤坂正浩-信山社)
- ・「憲法」初版(著:青柳幸一-尚学社)
- ・「憲法訴訟」第2版(著:戸松秀典-有斐閣)
- ・「憲法」第3版(著:渋谷秀樹-有斐閣)
- ・「憲法起案演習 司法試験編」初版(著:渋谷秀樹-弘文堂)
- ・「日本国憲法論」初版(著:佐藤幸治-成文堂)
- ・「憲法論点教室」第2版(著:曾我部真裕・赤坂幸一ほか-日本評論社)
- ・「憲法上の権利の作法」第3版(著:小山剛-尚学社)
- ・「判例から考える憲法」初版(著:小山剛・畑尻剛・土屋武-法学書院)
- ・「憲法判例の射程」初版(編著:横大道聡-弘文堂)
- ・「精読憲法判例[人権編]」初版(編集代表:木下昌彦-弘文堂)
- ・「憲法の地図」初版(著:大島義則-法律文化社)
- ・「憲法ガール」初版(著:大島義則-法律文化社)
- ・「憲法判例百選Ⅰ」第7版(有斐閣)
- ・「憲法判例百選Ⅱ」第7版(有斐閣)
- ・「憲法判例」第8版(著:戸松秀典・初宿正典-有斐閣)
- ・「重要判例解説」平成18年～令和2年(有斐閣)
- ・「法学セミナー増刊 新司法試験の問題と解説」2006～2011(日本評論社)
- ・「法学セミナー増刊 司法試験の問題と解説」2012～2021(日本評論社)

(参考文献2)

- ・「行政法」第6版(著:櫻井敬子・橋本博之-弘文堂)
- ・「行政法Ⅰ」第6版(著:塩野宏-有斐閣)
- ・「行政法Ⅱ」第5版補訂版(著:塩野宏-有斐閣)
- ・「行政法Ⅲ」第4版(著:塩野宏-有斐閣)
- ・「行政法①」第3版(著:大橋洋一-有斐閣)
- ・「行政法②」第2版(著:大橋洋一-有斐閣)
- ・「基本行政法」第3版(著:中原茂樹-日本評論社)
- ・「行政法概説ⅠⅡⅢ」(著:宇賀克也-有斐閣)
- ・「行政法総論を学ぶ」初版(著:曾和俊文-有斐閣)
- ・「行政判例百選ⅠⅡ」第7版(有斐閣)